

## 「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」の審査方法等について

### I. 審査方法

#### 1. 審査体制

- (1) 文部科学省に、プログラム委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会に「ペーパーレフェリー」を置き、委員長の指名により選任するものとする。

#### 2. 審査方法

- (1) ペーパーレフェリーによる書面審査を実施する。
- (2) 書面審査の結果を基に文部科学省が面接審査の対象事業を設定する。
- (3) 委員会は、事業計画の目標の妥当性や実効性等を確認することを目的として、面接審査を実施する。
- (4) 委員会は、ペーパーレフェリーによる書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補事業を決定する。
- (5) 文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。なお、選定に当たっては、成長分野等や女性の学び直し等のバランスに配慮するものとする。

### II. 審査基準

#### 1. 書面審査

- (1) 書面審査は、ペーパーレフェリーが、下記審査項目（審査項目「(1) 特別の教育課程等の開発①体系的な教育課程」は除く。）ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。

区分	評価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (2点)	やや不十分である
e (1点)	不十分である

- (2) 審査項目ごとの評価の取扱いは、別紙のとおりとする。
- (3) 書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。
- (4) 特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

#### 2. 面接審査

面接審査は、委員会が書面審査の結果も参考にした上で、事業計画全体について以下の3段階の区分により判断することとする。

区分	評価
○	選定すべきである
△	成長分野等や女性の学び直し等のバランスを考慮の上、選定を判断
×	選定すべきでない

### 3. 審査項目

#### (1) 特別の教育課程等の開発

- ①(a)学位プログラム、(b)履修証明プログラム、(c)大学独自の修了証等((a)及び(b)を除く。)を与える体系的なプログラムのうち、いずれかの教育課程を開発する取組であるか。【**体系的な教育課程**】
- ②対象分野は、国内市場又は国際市場における成長産業分野や、新たな人材需要の高まりが予想される分野（以下「成長分野等」という）であることが明確か。【**成長分野、女性の学び直し**】
- ③特別の教育課程等の計画内容は、具体的かつ体系的に計画されているか。以下に掲げる事項について具体的な内容が明確になっているか。【**教育課程の具体的・体系的な計画**】
- (A) プログラムの名称・目的
  - (B) 修得すべき能力
  - (C) 教育内容（授業科目等）
  - (D) 教育方法
  - (E) 授業期間
  - (F) 総時間数・単位数
  - (G) 履修資格
  - (H) 成績評価方法・基準
  - (I) 修了要件
  - (J) 担当教員計画
  - (K) ファカルティ・ディベロップメント
- ④上記③の「(B) 修得すべき能力」については、産業界等からのヒアリング及びデータ等の把握・分析に基づいて、修得すべき能力が具体的かつ明確に目標設定されているか。【**ニーズ把握・分析と修得能力の明確化**】
- ⑤上記③の「(C) 教育内容」は、大学院修士課程レベルに相当するものであるか。【**修士課程レベル**】
- ⑥上記③の「(C) 教育内容」及び「(D) 教育方法」については、社会人が「修得すべき能力」を身につけることができる実践的かつ効果的な内容及び方法となっているか。また、体系的に構想されているか。【**実践的な能力が身につく体系的な教育課程の編成**】
- ⑦上記③の「(C) 教育内容」及び「(D) 教育方法」には、プログラム修了者が、特別の教育課程等の修得を通じた能力の向上により、企業等においてキャリアアップして高度人材として活躍することが見通すことができる教育内容及び教育方法が構想されているか。【**修了者のキャリアアップの実現可能性**】
- ⑧上記③の「(J) 担当教員計画」においては、企業等の勤務経験があり、大学院修士課程レベルの教員に相応しい優れた業績を有する実務家教員を登用する具体的な計画があるか。【**実務家教員の登用**】
- ⑨授業を担当する教員（実務家教員を含む）全員が、産業界等のニーズや開発する教育課程の内容を共有し、共通理解を持って教育課程等の開発を推進できるよう、適切な教員体制を構築されるものとなっているか。また、効果的なファカルティ・ディベロップメントを実施する計画があるか。【**教員体制とFD**】
- ⑩女性を含め社会人が学びやすくなるための具体的な配慮（例えば、授業期間、開講時間帯や授業実施場所への配慮のほか、必要に応じてeラーニングの活用や託児サービスの実施など）が具体的に計画されているか。【**女性を含む社会人向けの配慮**】
- ⑪産業界等からの受講生派遣予定数等のニーズを把握・分析して、社会人の受講者・入学者の見込み数が算出されているか。なお、②に関して、出産育児等により一時的にキャリアを変

更又は中断した女性の活躍が期待される成長分野等を選んだ提案においては、社会人の受講者・入学者の見込み数のうち女性の比率が明記されているか。【受講者見込み数の算出】

## (2) 開発された特別の教育課程等の実証・普及

- ①産業界等や他大学の協力を得て、開発された特別の教育課程等を実証し、その結果を反映して教育課程等の改善を行うための具体的な計画があるか。【実証・改善の実施】
- ②開発した特別の教育課程等を他大学へ普及するための具体的な計画があるか。産業界等において修了者を活用・評価するための具体的な計画があるか。【普及計画】

## (3) 産業界等との組織的・実質的な連携の確保

- ①教育研究における産学連携の実績や産学連携のための推進体制（産学連携推進本部など）を有しているか。また、その実績や推進体制推進体制を活用及び充実させて、社会人向けの特別の教育課程等を産学協働で開発・実証・普及する取組となっているか。【産学連携の実績及び体制と発展性】
- ②特別の教育課程等を共同で開発するため、産業界等との「協議の場」及び産学の双方の実務レベルのメンバーで構成する「プログラム開発委員会」が設置されるものとなっているか。【協議の場とプログラム委員会の設置】
- ③大学と産業界等とのコストシェア（役割分担）の考え方が明確になっているか。産業界等からの支援（特別の教育課程等の開発・実証・普及への参画、実務家教員の発掘・派遣、受講生の派遣、その他財政的な支援）が徹底されているか。【産学の役割分担の明確化、産業界支援の徹底】
- ④企画提案書に添付された企業等の参画の意思を示す書類に、具体的な支援内容が明記されているか。【企業の意味確認等書類の添付】

## (4) 事業の適切性・継続性

- ① 新たな特別の教育課程等を開発する取組であるか。これまでの大学への補助金（大学改革推進等補助金等）の支援を受けた取組の場合、その成果を基にした新たな教育課程等の開発であるか。【教育課程の新規性】
- ② 各年度の実施計画は、妥当かつ具体的なものとなっており、委託期間内に開発・実証・普及を実現できる適切なものとなっているか。【年度計画の適切性】
- ③ 事業全体の検証・改善が図られる体制を構築するものとなっているか。【評価体制の確保】
- ④ 事業終了後も、学内体制、産学連携、資金計画等の面から、開発された特別の教育課程等の実施を継続する計画となっているか。【継続性】
- ⑤ 事業期間中の受講料又は授業料は、事業終了後もこれらの収入により採算がとれることを見通した適切な金額が設定されているか。【受講料又は授業料の設定】
- ⑥ 他の委託費・補助金等を受けている場合、その実施事業等との仕分けは明確か。【他の委託費・補助金との重複排除】
- ⑦ 開発・実証に関する業務のうち一部を他大学に再委託する場合、他大学と連携する必要性・重要性が示されているか。また、再委託の内容が明確かつ実質的なものとなっているか。【他大学との実質的な連携】
- ⑧ 所要経費の内容は妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【経費の妥当性】

## III. その他

### 1. 開示・非開示

#### (1) 審議内容の取扱いについて

委員会の会議及び会議資料は、原則、非公開とする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員及びペーパーレフェリーの氏名は事業選定後公表することとする。

2. 利害関係者の排除

提案に関係する委員及びペーパーレフェリーは、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する提案
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される提案

委員及びペーパーレフェリーは上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（ヒアリングを含む）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

3. 情報の管理、守秘義務、企画提案書の用途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報（企画提案書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

## 「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」の審査方法等について

「『高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム』の審査方法等について」に基づく、書面審査における評価の取扱いについては、以下のとおりとする。

### 【評点の考え方】

- 各審査項目に付す区分（a～e）の配分については、選定委員会においてその割合の目安を決定する
- 各審査項目については、その重要性に鑑み、項目毎に係数をかけて評価に重み付けをする。

### 【全てC(3点)だった場合：81】

審査項目（全てCだった場合）	係数	a(5点)	b(4点)	c(3点)	d(2点)	e(1点)
<b>(1) 特別の教育課程等の開発（45点）</b>						
②成長分野、女性の学び直し	1.0	5	4	3	2	1
③具体的な計画	2.0	10	8	6	4	2
④修得すべき能力の明確化	2.0	10	8	6	4	2
⑤修士課程レベル	1.0	5	4	3	2	1
⑥実践性・体系性	2.0	10	8	6	4	2
⑦キャリアアップ実現性	1.0	5	4	3	2	1
⑧実務家教員の登用	2.0	10	8	6	4	2
⑨教員体制とFD	2.0	10	8	6	4	2
⑩社会人向けの配慮	1.0	5	4	3	2	1
⑪受講者見込み数	1.0	5	4	3	2	1
<b>(2) 実証・普及（9点）</b>						
①実証・改善	2.0	10	8	6	4	2
②普及	1.0	5	4	3	2	1
<b>(3) 産業界等との連携の確保（21点）</b>						
①連携実績・体制・発展性	2.0	10	8	6	4	2
②協議の場と委員会の設置	2.0	10	8	6	4	2
③産業界支援策	2.0	10	8	6	4	2
④企業等の意思確認書	1.0	5	4	3	2	1
<b>(4) 事業の適切性・継続性（6点）</b>						
①教育課程の新規性	1.0	5	4	3	2	1
②年度計画の適切性						
③評価体制の確保						
④継続性	1.0	5	4	3	2	1
⑤受講料又は授業料の設定						
⑥⑦に該当する場合						
⑧経費の妥当性						